

八重瀬町高齢者福祉計画

高齢者が尊厳を保ち、
「生きがい」「元気」「安心」に満ちたまち 八重瀬町

—概要版—

平成24年3月
沖縄県 八重瀬町



あ い さ つ

平素より町民の皆さまには、町行政にご理解とご協力を賜り心よりお礼を申し上げます。

近年、国においては高齢化率が23.0%を超え、本格的な高齢社会の到来により社会保障制度全般にわたって、そのあり方が検討されております。

本町においての高齢化率は平成23年には16.9%となっており、平成19年から平成22年までの17%台を僅かですが下回っています。しかしながら、年少人口の比率も、平成18年の18.0%と比較すると平成23年は17.5%となっており0.5ポイント下回る結果となっております。推計によると平成29年には、年少人口を老年人口が2ポイント弱上回る少子高齢化の人口構成となると予想されます。

今計画では、前計画の取り組みを継承し、『高齢者が尊厳を保ち、「生きがい」「元気」「安心」に満ちたまち 八重瀬町』を基本理念とし、新たに高齢者の外出支援のための「送迎バス活用モデル事業」、災害等の際に弱者となる高齢者をサポートするための「災害時要援護者支援台帳整備事業」等を取り入れ、計画推進のための取り組みも具体的に加えました。

本計画を推進していくためには、行政をはじめ関係機関、各種団体、福祉施設、地域との太い絆が大切であり、自助、共助、公助による高齢者福祉の推進のため町民の皆様のご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり多くの貴重なご意見、ご提言を賜り、熱心且つ慎重にご審議を頂きました八重瀬町高齢者福祉計画策定委員会の委員の皆さまをはじめ関係者の方々に心から感謝申し上げます。

平成24年3月

八重瀬町長 比屋根 方次

1. 計画の見直しの背景と趣旨

現代社会は、超高齢化、核家族化、地域性の希薄化、ニーズの多様化など、様々な要因により、高齢者を取り巻く環境は大きく変化をしてきました。その中で、介護にかかる負担の増大が問題視され、国では介護を社会で支える介護保険制度を平成12年から施行しました。

市町村においては、国の介護保険制度が始まって以降、制度に基づきながらも地域の実情に応じた介護支援や介護予防に取り組んできましたが、介護保険サービスの利用は増大する一方であり、保険料の負担額もさらに高くなっており、介護に陥らないようにするための介護予防の推進が重要となっています。

町では、平成21年3月に「八重瀬町高齢者福祉計画」を策定し、「高齢者が尊厳を保ち、「生きがい」「元気」「安心」に満ちたまち 八重瀬町」を基本理念として、介護予防や高齢者を支援するサービス提供をはじめとした取り組みを行い、高齢者が安心して暮らせるように地域づくりを進めてきました。今回の計画の見直しでは、前計画での取り組みを継承するだけではなく、平成21年度から23年度までの取り組みでみられた課題を把握した上での見直しを行いました。福祉・介護・保健分野のサービス提供のほか、生きがいづくり、権利擁護、地域の支え合いなど、広く高齢者を支えていくための施策を掲げました。

なお、本町では沖縄県介護保険広域連合に属しているため、介護保険給付や介護保険料を定める「介護保険事業計画」は広域連合において策定されるため、本計画書は高齢者福祉計画のみの策定としています。

2. 法的根拠

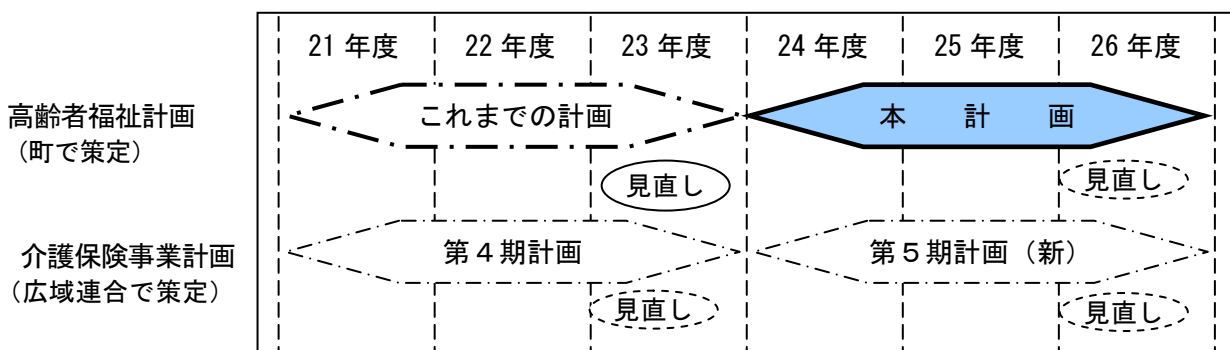
本計画は、老人福祉法第20条の8に規定する市町村老人福祉計画として策定するものです。

3. 計画の策定体制

- 本計画の策定にあたっては、社会福祉課（事務局）を中心に、庁内の各課が連携し、現状資料の収集から前回計画の点検と課題の把握、今後の対策の検討と調整を行っています。
- また、「八重瀬町高齢者福祉計画策定委員会」を設置し、高齢者福祉や介護保険サービス、地域への関わりをもっている関係者の方々の意見を聴取し、計画の策定を行っています。

4. 計画の期間

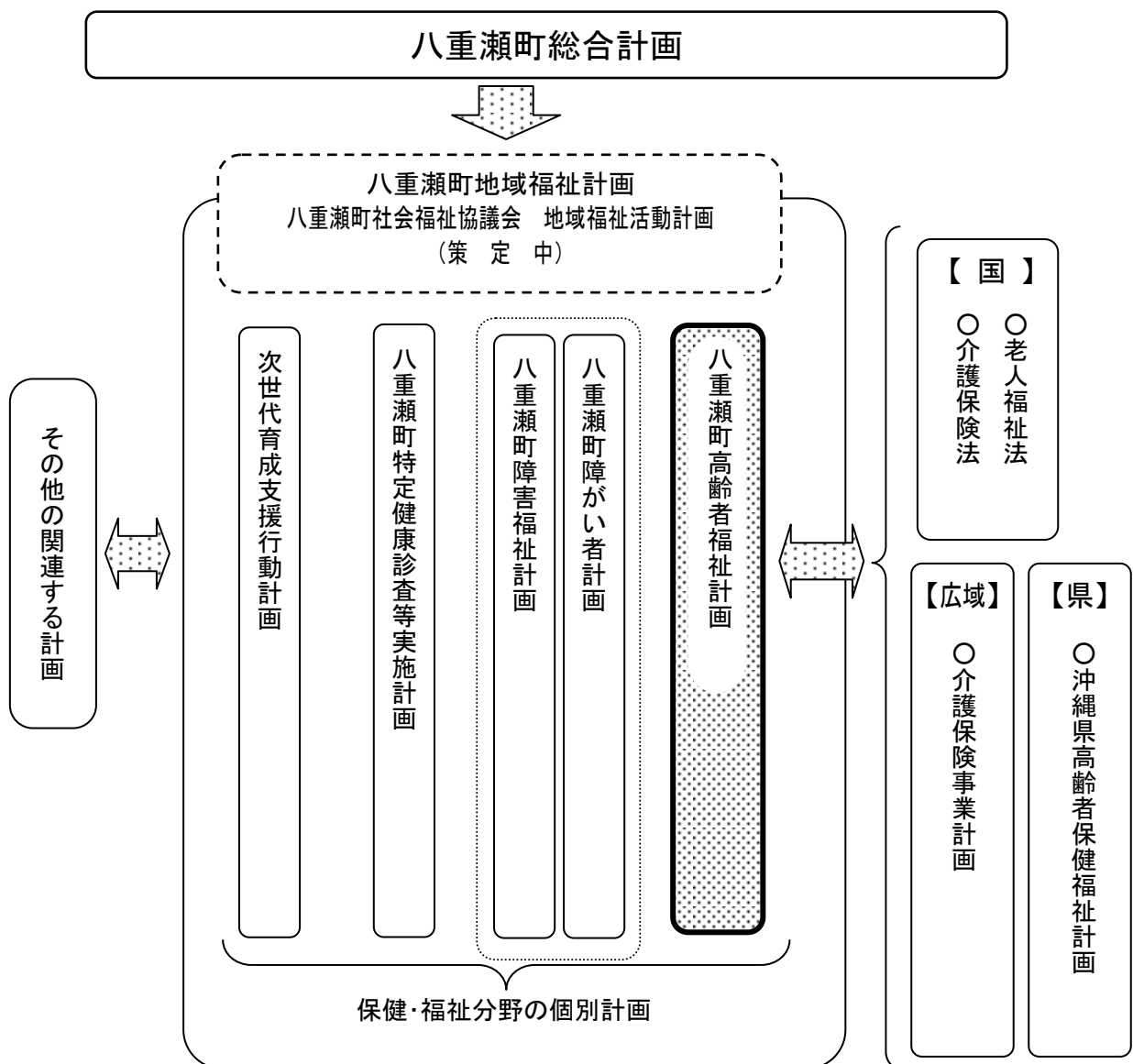
- 広域連合で策定される「介護保険事業計画」は3年を1期とする計画となっています。本計画はこの計画と一体的に策定する必要があるため、同様に平成24年度から26年度までの3年計画として策定しています。



5. 計画の位置づけ

(1) 他計画との関係

- 本計画は、まちづくりの羅針盤である町の総合計画を上位計画とし、「八重瀬町障がい者計画」、「八重瀬町障害福祉計画」、「八重瀬町次世代育成支援行動計画（後期計画）」、「八重瀬町特定健康診査等実施計画」などの保健福祉分野の計画との整合性を図り策定しています。
- 保健福祉分野以外においても、本計画に関連する計画との整合性を図っています。
- 県の高齢者保健福祉計画及び沖縄県介護保険広域連合の介護保険事業計画との整合性を図り策定しています。
- 平成 24 年 3 月現在で策定中である、町の地域福祉計画及び社会福祉協議会の地域福祉活動計画とも同じ方向性を保ちながら策定しています。



基本理念について

基本理念「高齢者が尊厳を保ち、

「生きがい」「元気」「安心」に満ちたまち 八重瀬町」

本計画では地域福祉の基盤整備や生きがいつくり、介護予防、相談体制の充実等が掲げられており、高齢者が住みやすい地域づくりを推進していきます。

総人口の推移

町の総人口は年々増加しており、平成23年10月現在では27,901人となっています。

高齢者数は平成22年までは毎年増加していましたが、平成23年には微減し、4,725人となっています。

高齢化率は平成19年から22年までは17%台でしたが、23年には16.9%と僅かに下がりました。県（16.8%）とほぼ同率となっています。

表1-1 人口構成の推移

単位：人，%

		平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	対平成 18年比	
八重 瀬町	総人口	26,513	26,658	26,836	27,163	27,532	27,901	1,388	
	年少人口	4,774	4,670	4,631	4,677	4,813	4,875	101	
	生産年齢人口	17,293	17,443	17,558	17,801	17,971	18,301	1,008	
	老年人口 (高齢化率)	4,446	4,545	4,647	4,685	4,748	4,725	279	
	構成 比	年少人口	18.0	17.5	17.3	17.2	17.5	17.5	▲ 0.5
		生産年齢人口	65.2	65.4	65.4	65.5	65.3	65.6	0.4
		老年人口	16.8	17.0	17.3	17.2	17.2	16.9	0.1
沖縄 県	構成 比	年少人口	18.4	18.1	17.9	17.7	17.7	—	—
		生産年齢人口	65.1	65.0	64.9	64.8	64.9	—	—
		老年人口	16.5	16.9	17.2	17.4	17.4	16.8	0.3
全国	構成 比	老年人口	20.8	21.5	22.1	22.7	23.0	23.4	2.2

資料：八重瀬町は住民基本台帳（各年10月1日現在）

沖縄県・全国は総務省人口推計（各年10月1日現在）

平成23年の沖縄県は高齢者福祉関係基礎資料（10月1日現在）

全国は総務省人口推計（10月1日概算値）

※年齢3区分別人口＝年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～64歳）、
老年人口（65歳以上）

推計人口

推計によると、総人口は今後も増加を続け、本計画最終年の平成 26 年には 28,828 人と、29,000 人近くなると見込まれています。

高齢者人口も増加を続け、平成 25 年には 5,093 人、26 年には 5,271 人と 5,000 人を超える見込みとなっています。また、平成 29 年には 6,031 人になることが推計されています。高齢化率も上昇し、平成 26 年で 18.3%、29 年には 20.2%になると見込まれています。

表1-2 推計人口

単位：人，%

	実績値 (再掲)	推計値						
	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	
総人口	27,901	28,289	28,541	28,828	29,188	29,465	29,793	
年少	4,875	5,028	5,131	5,227	5,352	5,463	5,568	
生産年齢	18,301	18,319	18,317	18,330	18,265	18,220	18,194	
老年	4,725	4,942	5,093	5,271	5,571	5,782	6,031	
構成 比	年少	17.5	17.8	18.0	18.1	18.3	18.5	18.7
	生産年齢	65.6	64.8	64.2	63.6	62.6	61.8	61.1
	老年	16.9	17.5	17.8	18.3	19.1	19.6	20.2

資料：コーホート変化率法により推計。

行政区別の人口

人口がもっとも多い字は東風平で、町全体の約 2 割を占めています。その他の字は 10%未満であり、伊覇の 7.2%、具志頭の 5.9%、富盛の 5.1%を除くと、すべて 5%未満の比率となっています。

高齢化率（65 歳以上の占める割合）を見ると、当銘の 30.8%、与座の 30.6%が 3 割を超えています。これに次いで高いのは第一団地の 29.3%です。

33 行政区※のうち、町全体での高齢化率 16.9%（平成 23 年 10 月 1 日現在）を上回っているのは 21 行政区であり、約 6 割の行政区で町の平均よりも高齢化が進んでいることがわかります。

※八重瀬分屯地、転生園、南与座分屯地は、総人口と合わせるために表に入れていますが、自衛隊や高齢者施設であるため、この計算の母数から除いています。

表1-3 行政区別人口の状況

単位：人，％，世帯

行政区名	行政区総人口		世帯数	うち高齢者の状況			
	構成比	65歳以上		75歳以上			
		構成比		構成比	構成比	構成比	
東風平	5,026	18.0	1,784	637	12.7	333	6.6
伊覇	2,012	7.2	667	162	8.1	82	4.1
上田原	248	0.9	88	56	22.6	27	10.9
屋宜原	1,193	4.3	396	103	8.6	55	4.6
富盛	1,411	5.1	495	317	22.5	189	13.4
世名城	1,114	4.0	391	240	21.5	134	12.0
高良	267	1.0	105	58	21.7	27	10.1
志多伯	988	3.5	347	209	21.2	120	12.1
当銘	656	2.4	271	202	30.8	142	21.6
小城	630	2.3	204	170	27.0	94	14.9
宜次	1,057	3.8	369	169	16.0	78	7.4
外間	374	1.3	154	80	21.4	40	10.7
友寄	1,309	4.7	477	211	16.1	97	7.4
第一団地	259	0.9	99	76	29.3	25	9.7
白川ハイツ	424	1.5	152	100	23.6	31	7.3
大倉ハイツ	354	1.3	137	77	21.8	33	9.3
屋宜原団地	542	1.9	179	74	13.7	30	5.5
外間団地	312	1.1	90	11	3.5	2	0.6
友寄東ハイツ	501	1.8	154	52	10.4	22	4.4
外間高層住宅	444	1.6	135	17	3.8	9	2.0
県営屋宜原団地	222	0.8	61	4	1.8	2	0.9
八重瀬分屯地	68	0.2	68	0	0.0	0	0.0
具志頭	1,651	5.9	584	319	19.3	177	10.7
新城	1,254	4.5	427	222	17.7	124	9.9
後原	997	3.6	341	195	19.6	105	10.5
大頓	276	1.0	102	61	22.1	28	10.1
玻名城	660	2.4	241	137	20.8	83	12.6
安里	895	3.2	290	173	19.3	103	11.5
与座	134	0.5	53	41	30.6	21	15.7
仲座	429	1.5	151	110	25.6	58	13.5
港川	775	2.8	311	176	22.7	104	13.4
長毛	765	2.7	272	133	17.4	65	8.5
転生園	102	0.4	102	101	99.0	92	90.2
南与座分屯地	29	0.1	29	0	0.0	0	0.0
県営大頓団地	247	0.9	79	9	3.6	2	0.8
県営長毛団地	276	1.0	94	23	8.3	15	5.4
合計	27,901	100.0	9,899	4,725	16.9	2,549	9.1

資料：八重瀬町（平成23年10月1日現在）

65歳以上、75歳以上の構成比は、行政区ごとの総人口に占める割合。

施策の展開

(1) 地区コミュニティーネットワーク事業への支援

高齢者の地域での見守り体制を整備するにあたり、社会福祉協議会で実施している本事業の強化を図るため、地域を支える中心となる人材の確保など、支援に努めます。

(2) ボランティアの推進

ボランティア研修会、ボランティア養成講座、定期的な連絡会等を開催している社会福祉協議会のボランティアセンターと連携し、ボランティアに関する情報提供、情報共有を図るなど、小地域ネットワーク活動の拡大と住民が主体となる福祉コミュニティーの形成の推進支援を行います。

(3) シルバーボランティアの推進

高齢者がボランティア活動に参加することを促し、地域の中での役割（地域貢献）と生きがいをづくりの推進を図ります。

ミニデイサービス等にかかわるシルバーボランティアの活動について地域への周知を図るとともに、研修・育成による地域活動の活性化を推進します。

(4) 福祉教育の推進

次代を担う児童生徒への福祉教育を積極的に推進するため、社会福祉協議会と教育委員会をはじめ、町内の保育所(園)、幼稚園、小学校、中学校、高校の連携を密にして、より多くの交流・体験機会を設けるように推進を図ります。

(5) 介護保険給付サービスの質の向上と充実

サービスの質を確保し、適正な介護サービスの運営が図られるよう、また、介護認定、認定審査会についても資質向上し業務を進行するように、沖縄県介護保険広域連合との連携により推進します。

(6) 地域密着型サービスの整備充実

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護の地域密着型サービス事業所の情報等を提供するとともに、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の整備を進め、身近な地域での介護環境の整備充実を図ります。

(7) 特定高齢者把握事業

生活機能評価（基本チェックリストと生活機能検査）を実施し、生活機能の低下がみられる特定高齢者を早期に発見して、特定高齢者施策である運動機能向上事業へとつなげていきます。事業により把握された方への介護予防事業への参加を促していきます。

(8) 特定高齢者施策の推進

運動機能向上事業を継続して実施するほか、待機者を出さないようにするため、機能訓練の利用者が年間を通して均等になるようにするなど、特定高齢者がスムーズに参加できる環境をつくります。

(9) 字と一てい語らな事業（ミニデイサービス）

介護予防の推進及び地域の交流の場を広げるために、地域の高齢者が広く参加するように促すとともに、日頃から気軽に集まり、また参加者自らが運営に参加して交流する事業展開へとつながるように進めます。

(10) 栄養改善事業

ミニデイサービスなどにおいて、栄養士による栄養指導や講話を今後も継続して実施します。また、保健センターの活用等により、ミニデイサービスや住民健診などに参加していない方の指導を行うように検討します。

(11) うつ予防教室

ミニデイサービスやサロンの場などで講話や教室などを開催します。

(12) 腔機能向上事業

高齢者の口腔ケア対策である「口腔機能向上事業」を継続して実施します。また、ミニデイサービスや住民健診などに参加していない方の指導も検討します。

(13) 閉じこもり予防教室

身体機能向上や認知症予防について学ぶ「閉じこもり予防教室」を継続して実施し、高齢者の認知症予防等に努めます。ミニデイサービスやサロンに参加していない方の講話も開催します。

(14) 地域包括支援センターの機能充実

地域包括支援センターの職員資質向上を図り、相談支援や介護予防の中心となるセンター機能の充実を図ります。

(15) 介護予防ケアマネジメント

ケアプラン作成を適切に行うための資質向上に努めます。また、事業所との連携体制づくりに努めます。

(16) 総合相談支援

高齢者やその家族への福祉や介護をはじめとした各種相談への対応が適切に行えるように、相談員の資質向上に努めます。

高齢者相談の中心である地域包括支援センターとふれあいプラザ相談所、自治会や民生委員・児童委員、地区ワーカー等との連携を図り、地域からの相談等が受けやすい体制づくりを強化します。

介護保険に関する相談では、介護保険窓口と地域包括支援センター窓口で対応するほか、沖縄県介護保険広域連合と連携し対応を行います。

(17) 権利擁護

高齢者の尊厳を確保し権利を擁護するため、地域包括支援センターを中心に民生委員・児童委員や社会福祉協議会、関係機関との連携を強化し、権利擁護を推進します。

高齢者虐待については、地域のネットワークの強化を図り、虐待の未然防止に努めます。

判断能力が不十分な高齢者に対し、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理など、在宅生活を支えるための「日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）」について周知を図り、利用を促進します。

(18) 成年後見制度の周知と利用促進

認知症等で判断能力が十分でない高齢者が不利益を被らないようにするため、地域包括支援センターの相談等をとおして制度の説明を続けていきます。また、対象者に支払い能力がない場合、後見人への報酬等の助成を行います。

親族がない等の理由で申し立てができない方に対し、町長申し立てを行い成年後見制度利用へつなげます。

(19) 包括的・継続的ケアマネジメント支援

介護支援専門員との担当者会議、連絡会を定期的を開催するほか、医療機関との連携、連絡調整を図ります。また、介護支援専門員に対する個別支援のための研修会（質の向上）を開催するように進めます。

(20) いきいき活動支援通所事業

社会福祉会館で実施している本事業について、今後も継続して行います。

また、高齢者とのふれあいを、一時的なものではなく継続的に行えるよう、各機関との連携・協力体制づくりを推進します。

(21) 配食サービス

配食を行う本事業について継続して実施します。また、夕食の配食実施の検討、ボランティアの確保に努めます。

(22) 緊急通報システム

システムを必要とする緊急度の高い要介護認定者や、既往歴がある高齢者の把握に努めます。町民への広報活動を続けるとともに、固定電話がない方にも対応できるシステムを検討します。

(23) 介護用品支給事業

介護家族の経済的負担を軽減する観点から介護用品給付券を発行する本事業を継続します。

(24) 慰労金支給事業

自宅で重度の要介護者を介護する家族への慰労金支給について、今後も事業を実施します。潜在的な対象者の把握に努めるほか、住民や関連課との連携、町民への周知を図ります。

(25) 軽度生活援助事業

高齢者の日常生活支援である本事業を今後も継続実施します。民生委員・児童委員等を通して対象者の掘り起こしを行い、利用促進を図ります。

(26) 生活管理指導短期宿泊事業

短期宿泊を通して生活習慣の指導と体調調整を図る本事業について今後も継続して行います。また、広報等で町民への周知を図ります。

(27) ねたきり老人見舞金支給事業

該当者の把握に努めるため、民生委員・児童委員や自治会長等へ地域の調査をお願いするほか、行政の横の連携を強化し地域状況の把握を行います。

(28) 送迎バス活用モデル事業

交通不便地域解消と高齢者の外出支援のため、自家用送迎輸送を実施している事業者と協力してモデル事業に取り組みます。

(29) 福祉機器貸出事業

社会福祉協議会が実施している高齢者への福祉機器の貸出について、事業の支援を行います。

(30) 訪問理美容サービス

理容・美容ボランティアの登録を増やし、年1回ではなく、定期的な実施を目指します。このため、町内の理美容業者と連絡会を開催し、社会貢献活動について理解を求めます。(社会福祉協議会での実施のため、町ではこの事業の支援を行います)

(31) 情報提供の充実

今後も広報紙やホームページを活用するほか、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員・児童委員をとおして、高齢者福祉に関する情報の周知徹底を図ります。また、民生委員・児童委員にサービス等の説明を行い、情報を共有して連携できる体制づくりに努めます。

(32) 世代間交流

交流の場を多く設け、高齢者が児童生徒の運動会、給食活動に参加したり、高齢者の持つ知識や経験（うちな一ぐち・民具づくり）を継承する場を設けるなど、ニーズに対応した取り組みを行います。

(33) 老人クラブの活動支援

老人クラブの活動は地域の福祉力向上を図る上でも大切な資源となるため、生きがいつくり、社会奉仕、閉じこもり予防、地域見守りなど、様々な役割を担っている老人クラブの育成や活動支援を行います。また、老人クラブがない地域での組織化や新規会員加入について、社会福祉協議会と協力して進めます。

(34) ふれあいいきいきサロン

社会福祉協議会で実施しているふれあいいきいきサロンは、高齢者なら誰でも参加でき、広く実施することで、地域福祉力の充実、高齢者の行き場や生きがいつくり、引きこもりの解消などに効果があるため、活動の活性化・拡充が可能となるように活動の支援に努めます。また、ボランティアの育成、及びサロンの周知について、社会福祉協議会と連携して図ります。

(35) 敬老会、敬老祝い金

高齢者を敬い長寿を祝うために、敬老会の開催や敬老祝い金の支給を行います。

(36) 生涯学習・文化活動の充実

高齢者をはじめ町民全ての生涯学習や文化活動を推進するため、中央公民館で実施されている講座の充実やサークル活動の活発化のための支援を行います。また、公民館まつり等、日頃の成果を発表する場も設けます。今後、公民館講座においてボランティアでの講師が確保できるよう努めます。

(37) スポーツ活動の推進

高齢者の生きがいつくりや健康体力づくりのため、スポーツ活動及び三世代間交流も兼ねた事業等の実施に努めます。事業は要望・意見を勘案した上で検討し、実施します。

(38) 各種活動についての啓発、情報提供の充実

町の広報紙を活用した情報提供、各公共施設や民間施設（スーパー）等へのチラシ配布やポスター掲示、公民館サークル会員による地域の方々への口コミによる情報提供などを継続します。さらに、町ホームページでの講座案内、生涯学習文化課の「行政情報」の内容充実を図ります。

(39) 高齢者の就労の支援

高齢者が知識や経験、技術を発揮できる就労の場であるシルバー人材センターの周知広報に努めるなど、会員数増加と就業機会の拡大を図ります。また、公共事業についても、シルバー人材センターを活用し、積極的に高齢者の就労機会を創出するように努めます。

(40) 生活習慣病予防の推進

高齢期を迎える前からの健康対策として最重要課題である生活習慣病対策を推進するとともに、特定健診の重要性や受診の必要性について周知を図ります。

(41) 健康づくりの推進

元気な高齢期をむかえるためには、若い頃からの健康づくりが必要です。町民一人ひとりの健康意識を高め、健康保持・増進につなげるためにも、町民、団体、職場、行政が協働して取り組みます。

(42) 高齢者の健康保持・増進

介護予防事業の実施と、事業に対する周知活動を行い、高齢者の健康保持と増進を図ります。

(43) 認知症のための介護保険サービスの充実

地域密着型サービスによる「認知症対応型共同生活介護」や「認知症対応型通所介護」についてニーズにあわせた整備を推進し、地域で認知症に対応した介護サービスが利用できるように図ります。

(44) 認知症予防対策の充実

認知症を予防するため、介護予防事業において閉じこもり予防を継続して実施します。また、認知症の予防や認知症の方への対応等について、講演・講話を行うほか、各種情報提供手段を検討・実施し、認知症についての知識の普及を図ります。

(45) 住宅対策の推進

今後、町営住宅の建て替えの際にはバリアフリー化を検討します。住宅改修については、介護保険サービスの住宅改修について周知を図りため、広報誌での紹介、老人クラブや民生委員・児童委員に対する介護保険制度の説明会等を行います。また、地域包括支援センターや町内事業所との連携を図り、住宅改修に関する情報の共有に努めます。

(46) 道路や建物の福祉のまちづくりの推進

高齢者にやさしい道路環境づくりを図るために、歩道の勾配を極力なくす（セミフラット形式）等、バリアフリーに基づいた整備を行います。また、夜間の歩行の安全を確保するため、道路街灯の整備に努めます。

都市公園施設長寿命化計画に基づき、現公園施設で高齢者や障がい者の施設利用に支障のある箇所のバリアフリー化を図り、安心・安全な施設を目指します。また、今後計画する公園施設では、車椅子での利用も十分可能な施設計画を進めます。

(47) 地域の安全確保のための連携強化

地域安全対策や防災対策を推進するため、地域と役場、警察、消防などとの連携を強化します。また、地域での防犯活動や自主防災組織の育成に努めます。

防犯については、犯罪のない健全なコミュニティを形成するため、コミュニティ内の交流活動を深めるとともに、防犯灯の設置、防犯意識の啓発を図るなど安全・安心なまちづくりを推進します。

(48) 要援護者見守りネットワーク事業支援

「高齢者見守りネットワーク事業」を障がい者を含めた「要援護者見守りネットワーク事業」に移行し、必要なサービス・制度・関係機関へつなぐ等の支援を行い、地域で安心して暮らせる支援体制の整備を図ります。

(49) 災害時要援護者支援台帳整備事業

要援護者に関する必要な情報を事前に把握する「災害時要援護者支援台帳整備事業」を進め、情報を関係機関で共有し、災害に負けない体制づくりを展開します。

(50) 高齢者が被害にあう危険性が高い犯罪への対応

振り込め詐欺や架空請求などの犯罪が全国的に発生するようになってきました。このような犯罪は高齢者が被害にあう危険性が高いです。広報紙等を活用した周知に努め、高齢者が詐欺等の被害にあわないように進めます。



施策・事業の一覧

施策項目	施策及び事業	新規	継続	担当課
地域福祉の基盤整備の充実				
地域福祉ネットワークの充実	1) 地区コミュニティネットワーク事業への支援		○	◎社会福祉課 (社会福祉協議会)
ボランティア活動の充実	2) ボランティアの推進		○	◎社会福祉課 (社会福祉協議会)
	3) シルバーボランティアの推進		○	◎社会福祉課 (社会福祉協議会)
4) 福祉教育の推進			○	◎社会福祉課 (社会福祉協議会)
介護保険給付サービスの推進				
5) 介護保険給付サービスの質の向上と充実			○	社会福祉課
6) 地域密着型サービスの整備充実			○	社会福祉課
介護予防事業の推進				
特定高齢者への介護予防の充実	7) 特定高齢者把握事業		○	◎社会福祉課 健康保険課
	8) 特定高齢者施策の推進		○	◎社会福祉課 健康保険課
一般高齢者への介護予防の充実	9) 字とーてい語らな事業 (ミニデイサービス)		○	◎社会福祉課 (社会福祉協議会)
	10) 栄養改善事業		○	社会福祉課
	11) うつ予防事業		○	社会福祉課
	12) 口腔機能向上事業		○	社会福祉課
	13) 閉じこもり予防教室		○	社会福祉課
包括的支援事業の推進				
14) 地域包括支援センターの機能充実			○	社会福祉課
包括的支援事業の充実	15) 介護予防ケアマネジメント		○	社会福祉課
	16) 総合相談支援		○	社会福祉課
	17) 権利擁護		○	◎社会福祉課 (社会福祉協議会)
	18) 成年後見制度の周知と利用促進		○	社会福祉課
	19) 包括的・継続的ケアマネジメント支援		○	社会福祉課
高齢者の生活を支援するサービスの充実				

施策項目	施策及び事業	新規	継続	担当課
任意事業の充実	20)いきいき活動支援通所事業		○	社会福祉課
	21)配食サービス		○	◎社会福祉課 (社会福祉協議会)
	22)緊急通報システム		○	社会福祉課
	23)介護用品支給事業		○	社会福祉課
	24)慰労金支給事業		○	社会福祉課
町による福祉サービスの充実	25)軽度生活援助事業		○	社会福祉課
	26)生活管理指導短期宿泊事業		○	社会福祉課
	27)寝たきり老人見舞金支給事業		○	社会福祉課
	28)送迎バス活用モデル事業	○		社会福祉課
社会福祉協議会による 福祉サービスへの支援	29)福祉機器貸出事業		○	社会福祉協議会
	30)訪問理美容サービス		○	社会福祉協議会
31)情報提供の充実		○	社会福祉課	
生きがいつくりの推進				
ふれあい、交流機会の拡充	32)世代間交流		○	◎社会福祉課 児童家庭課 学校教育課
	33)老人クラブの活動支援		○	◎社会福祉課 (社会福祉協議会)
	34)ふれあいいきいきサロン		○	◎社会福祉課 (社会福祉協議会)
	35)敬老会、敬老祝い金		○	社会福祉課
生涯学習・文化活動、 スポーツ活動の推進	36)生涯学習・文化活動の充実		○	生涯学習文化課
	37)スポーツ活動の推進		○	社会体育課
	38)各種活動についての啓発、情報提供の充実		○	◎生涯学習文化課 社会福祉課
39)高齢者の就労の支援		○	◎社会福祉課 生涯学習文化課	
生活習慣病予防と健康づくりの推進				
生活習慣病対策の推進	40)生活習慣病予防の推進		○	健康保険課
	41)健康づくりの推進		○	健康保険課
42)高齢者の健康保持・増進		○	◎社会福祉課 健康保険課	
認知症対策の推進				

施策項目	施策及び事業	新規	継続	担当課
43) 認知症のための介護保険サービスの充実			○	社会福祉課
44) 認知症予防対策の充実			○	社会福祉課
安心して暮らせる地域環境づくり				
45) 住宅対策の推進			○	◎社会福祉課 土木建設課
46) 道路や建物の福祉のまちづくりの推進			○	◎土木建設課 区画整理課
防災・防犯対策	47) 地域の安全確保のための連携強化		○	◎総務課 社会福祉課
	48) 要援護者見守りネットワーク事業支援		○	◎社会福祉課 (社会福祉協議会)
	49) 災害時要援護者支援台帳整備事業	○		社会福祉課
	50) 高齢者が被害にあう危険性が高い犯罪への対応		○	社会福祉課

計画の推進のための取り組み

1. 地域福祉推進のための連携及び活動支援

(1) 庁内ネットワークの強化

町の高齢者対策について、保健福祉のほか、文化、教育、環境等、各関連部署間の横の連携を強化し、情報の共有や施策の展開を図ります。また、町的全職員に対し、高齢者問題を自らにも起きうる課題としての理解と関心の高揚を図ります。

(2) 地域住民、関係機関との連携

各自治会、老人クラブ、婦人会、青年会、民生委員・児童委員協議会、地域ボランティア及び高齢者介護施設等、地域のあらゆる関係機関・団体等との連携を強化し、高齢者施策の推進において理解と協力を求め、本計画の円滑な推進を図ります。

(3) 沖縄県介護保険広域連合との連携

介護保険事業は、広域連合が保険者となって運営されていますが、本町においては認定申請等の一部事務を行っています。広域連合との連携を強化し、認定やサービス提供に関する相談などについて対応するほか、地域密着型サービスの整備について調整を図りながら地域ニーズに応えられるように進めます。

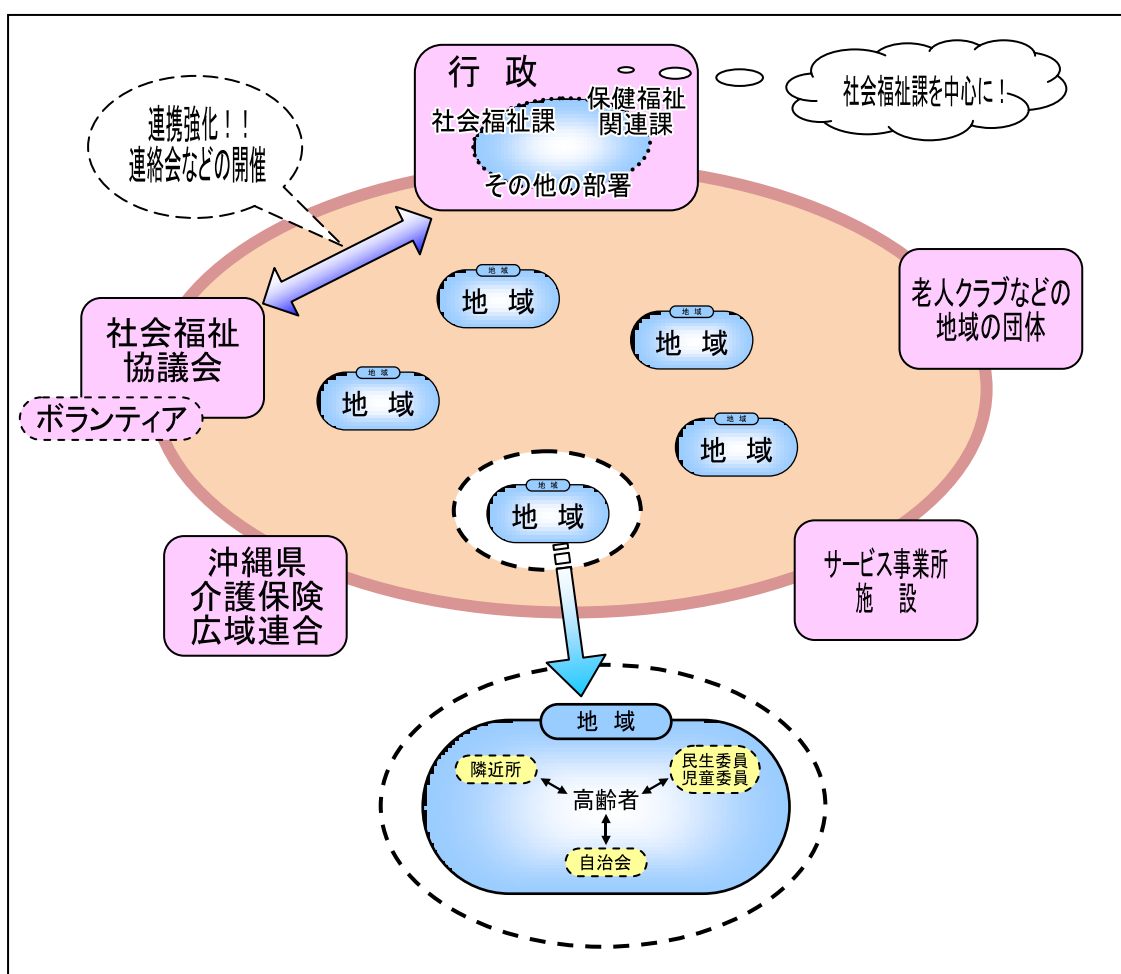
(4) 社会福祉協議会の活動支援

町の社会福祉協議会は、地域の福祉活動等の要となっていることから、今後とも取り組みにおける連携及び活動支援や活動基盤の強化に努めます。

(5) 民生委員・児童委員の活動支援

各区に配置されている民生委員・児童委員については、今後とも社会福祉協議会との連携を密にし、地域福祉推進のために各関係機関・団体等との交流を広げ、民生委員・児童委員の活動に対する理解と協力を求めていくなど、活動の充実・強化を支援します。

<連携のイメージ図>



2. 計画の進行管理、広報等

(1) 計画の点検等について

本計画は3年計画であり、見直しは最終年の平成26年度に行うこととしていますが、事業は毎年新しい課題に直面します。計画の実効性を確保するために、初年度から計画の進行状況の点検等を年度末に行い、事業展開の上で把握された課題についての対応策を検討し、実施していきます。

(2) 計画の広報

地域住民に対し、本計画への理解と関心を高めてもらうために、広報紙等による計画の周知に努めます。

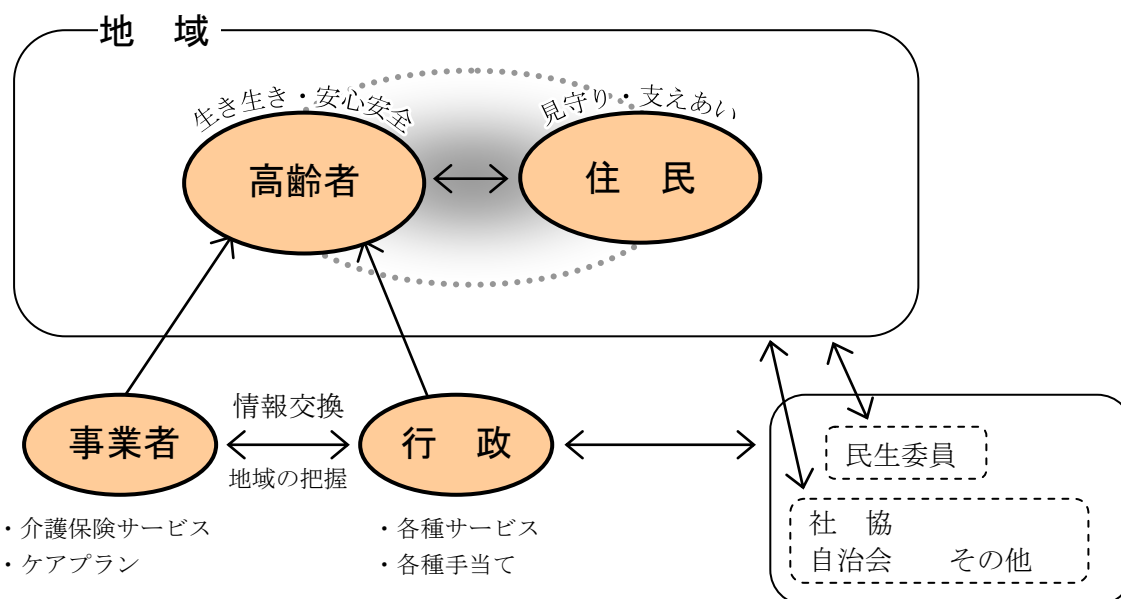
3. 自助、共助、公助による高齢者福祉の推進

高齢者が自立して地域生活を送るためには、高齢者自身が健康に気をつけるなど「自助」が必要であるほか、地域の人々の支え合いである「共助」、行政機関の支援である「公助」が重要です。

現代社会は、超高齢化、核家族化、地域性の希薄化、ニーズの多様化など、様々な要因により、高齢者を取り巻く環境は大きく変化をしています。行政では各種サービス提供等を行っており、また今後も高齢者福祉の推進のために一層の努力が必要ではありますが、行政の支援だけでは、地域での日々の生活を支えきれない状況となっています。

町の社会福祉協議会、福祉に関連する事業所、地域の各種団体、さらに地域住民とも協働し、「自助、共助、公助」による地域の福祉力向上を図る必要があります。

この「自助」「共助」「公助」について周知に努め、町民・地域・行政がそれぞれの役割を担い、そして一体となって高齢者の地域生活を支えるコミュニティづくりを推進します。



<自助・共助・公助による それぞれの役割>

○地域住民の役割○

- ・ 健診や介護予防のための取り組みに積極的に参加しましょう。
- ・ 介護に陥らないように、食事や運動など健康に気をつけましょう。
- ・ 隣近所とのつきあいを大切にし、声を掛け合って普段からの地域連帯意識を持ちましょう。
- ・ 地域活動などへの参加、地域づくりにも協力していきましょう。
- ・ ミニデイサービスなど、自ら参加して地域活動の担い手としての取り組みに努めましょう。

○行政の役割○

- ・ 高齢者の生活を支えるサービスの提供等を行います。
- ・ 高齢者が介護に陥らないように、介護予防の取り組みを推進します。
- ・ 若いうちの健康づくりについて啓発し、元気な高齢者が増えるように支援します。
- ・ 支援が必要な高齢者に対しての見守り、災害時の支援などについて体制づくりを行います。
- ・ 関係機関との連携を強化し、各種事業や施策が有効に機能するように図ります。

○サービス提供事業者の役割○

- ・ 高齢者支援に係る相談、情報提供、サービス提供のための資質向上に努めましょう。
- ・ 各関係機関との連携（横のつながり）を密接にし、支援が必要な高齢者について情報共有を行い、個々の状況に応じた適正なサービス提供等を図りましょう。

○地域、地域の団体の役割○

- ・ 支援が必要な高齢者の情報があったら地域での見守りに努めましょう。
- ・ 地域福祉活動を積極的に取り入れるように努めましょう。
- ・ 地域活動（ボランティア、ふれあい交流、スポーツや文化活動）の機会を設け、多くの住民が参加するように呼びかけていきましょう。

介護保険事業給付等の見込みと介護保険料

本町は沖縄県介護保険広域連合に所属しているため、介護保険事業の運営は広域連合により実施されています。第5期の介護保険事業の給付等見込みについても、広域連合と町とでサービス見込みに関する調整を行った上で、広域連合により推計されており、具体的な給付見込み方法や保険料算出方法は、広域連合が策定する第5期介護保険事業計画に掲載されています。

1. 被保険者数の推計

町の介護保険の被保険者数推計値は、平成24年度が14,186人、平成25年度が14,456人、平成26年度が14,716人と、増加傾向で推移すると見込まれています。また、認定者のほとんどを占める第1号被保険者も増加し、平成23年度(実績)の4,679人が、平成26年度には5,314人と635人増加すると予測されています。

表 8-1 推計被保険者数

単位：人

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第1号被保険者	4,707	4,679	4,873	5,085	5,314
65～74歳	2,293	2,163	2,244	2,356	2,500
75歳以上	2,414	2,516	2,629	2,729	2,814
第2号被保険者 (40～64歳)	9,092	9,342	9,313	9,371	9,402
合 計	13,799	14,021	14,186	14,456	14,716

2. 給付費等の見込み

介護保険の各サービスの給付見込額の合算に、高額介護サービス費等の諸費用を加え、「標準給付費見込額」が算出されます。標準給付費とは、介護保険にかかる費用のうち、利用者が負担する1割分を除いた額にあたります。

また、地域支援事業にかかる費用額は、標準給付費見込額より審査支払手数料を除いた額に、年度ごとの算定割合(3%)を乗じることで算出されます。町の標準給付費と地域支援事業費は以下のように毎年増加することで見込まれています。第5期の3カ年分の標準給付費見込み額は、約55億4,400万円になるものと推計されます。

表 8-2 標準給付費と地域支援事業費

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
総給付費	1,662,894,860円	1,726,729,797円	1,782,246,314円	5,171,870,971円
特定入所者介護サービス費等給付額	72,589,596円	74,728,806円	76,963,399円	224,281,801円
高額介護サービス費等給付額	39,402,330円	43,273,537円	47,525,082円	130,200,949円
高額医療合算介護サービス費等給付額	3,690,737円	3,939,432円	4,204,885円	11,835,054円
算定対象審査支払手数料	1,984,455円	2,084,205円	2,189,085円	6,257,745円
審査支払手数料支払件数	20,889件	21,939件	23,043件	65,871件
標準給付費見込額 (A)	1,780,561,978円	1,850,755,777円	1,913,128,765円	5,544,446,520円
地域支援事業費 (B)	53,357,326円	55,460,147円	57,328,190円	166,145,663円
(参考) 保険給付費見込額に対する割合	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%

3. 第一号被保険者の保険料

第一号被保険者の保険料は、標準給付費に調整交付金見込額や予定保険料収納率等を勘案し、算出されます。その結果、本町における第5期の保険料基準額は、月額 6,424 円となり、第4期の5,243 円より 1,181 円高くなります。(広域連合の保険料ランクでは3ランク) また、第一号被保険者の保険料は、所得段階によって異なり、それぞれ基準額に対する割合を乗じた額を納めることとなります。各所得段階の対象者は表 8-3、所得段階別の月額保険料と基準額に対する割合は表 8-4 のとおりです。

表 8-4 八重瀬町の第一号被保険者保険料

	月額保険料	基準額に対する割合	対象者	町の各対象者構成比
第1段階	3,212 円	0.50	生活保護者、町民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者	1.9%
第2段階	3,726 円	0.58	課税年金収入額と所得金額の合計が年額 80 万円以下の者	28.7%
第3段階	4,818 円	0.75	町民税世帯非課税で、第2段階対象者以外の者	16.3%
第4段階 (基準額)	6,424 円	1.00	町民税本人非課税で、同世帯に町民税課税者がいる者	29.8%
第5段階	8,030 円	1.25	本人が住民税課税で、合計所得額が 190 万円未満の方	17.8%
第6段階	9,636 円	1.50	本人が住民税課税で、合計所得額が 190 万円以上 400 万円未満の方	4.1%
第7段階	10,600 円	1.65	本人が住民税課税で、合計所得額が 400 万円以上 600 万円未満の方	0.8%
第8段階	11,563 円	1.80	本人が住民税課税で、合計所得額が 600 万円以上の方	0.8%

※保険料基準額は、第4段階となります。

<参考：広域連合加入市町村の保険料ランク>

ランク区分	構成市町村名
1 ランク	北中城村 南大東村 北大東村
2 ランク	豊見城市 南城市 金武町 嘉手納町 北谷町 南風原町 久米島町 東 村 伊江村 読谷村 中城村 座間味村
3 ランク	本部町 八重瀬町 与那原町 国頭村 大宜味村 今帰仁村 恩納村 宜野座村 伊平屋村 伊是名村 渡嘉敷村 粟国村 渡名喜村

八重瀬町高齢者福祉計画

平成24年3月

発行：八重瀬町 社会福祉課

沖縄県島尻郡八重瀬町字具志頭 659 番地

TEL : 098-998-9598

協力：有限会社 システム・エッグ

沖縄県島尻郡南風原町字与那覇 115-1

TEL : 098-888-3090



八重瀬町